

別表1

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車 椅 子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所者）の者についても対象	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ク ール ベ ス ト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫 外 線 カ ッ ト ク リ ー ム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネ ブ ラ イ ザ ー（吸 入 器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パ ル ス オ キ シ ン メ ー タ ー	人工呼吸器の装着が必要な者（在宅以外（入院中又は施設入所者）の者についても対象	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ス ト ー マ 装 具（消 化 器 系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所者）の者についても対象	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ス ト ー マ 装 具（尿 路 系）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人 工 鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

※用具を使うために必要な付属品については、当該付属品がないと用具が機能しないといった場合においてのみ当該器具とともに給付するものとし、付属品のみの給付は認めない。